

## 先端設備に関する固定資産税特例のご案内

### — 令和5年3月31日までに先端設備を導入された方へ —

令和5年度税制改正により、先端設備等に関する特例制度が改正されたことにより、令和5年4月1日以降に取得した先端設備等については新たな特例が適用されます。

一方、**令和5年3月31日までに取得した先端設備等**については、従来の特例が適用され、青梅市では**取得した次の年から3年間、固定資産税額がゼロ**となります。

該当する資産を取得された方は、課税課償却資産担当まで必要書類等を提出することで、固定資産税の軽減が受けられます。

《 目次 》

[1. 対象となる方](#)

[2. 対象となる設備](#)

[3. 提出書類](#)

[4. 問い合わせ先](#)

## 1. 対象となる方

- ① 以下のいずれかに当てはまる租税特別措置法上の中小事業者（中小企業者）。
  - ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
  - ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人
  - ・従業員数が1,000人以下の個人
- ② 青梅市から先端設備等導入計画の認定を受けた方  
先端設備に該当する資産を導入した場合であっても、**先端設備等導入計画の認定を受けていない（受ける前に導入した）場合**、もしくはその中に記載のない資産を導入した場合は、**特例の対象にはなりません**のでご注意ください。

## 2. 対象となる設備

認定先端設備等導入計画にもとづき、平成30年6月6日（構築物、事業用家屋については令和2年4月30日）から**令和5年3月31日までに取得**した下表の対象設備のうち（1）～（3）の要件をすべて満たす設備が特例の対象となります。

- （1）旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- （2）生産・販売活動等の用に直接供される設備であること
- （3）中古資産でないこと（事業用家屋の場合、新築であること）。

設備の種類	最低取得価額	販売開始時期
機械および装置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具および備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備※1	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	300万円以上	※2

※1 償却資産として課税されるものに限りません。

※2 先端設備等（取得価額300万円以上のものに限る）を稼働するために取得されたものに限りません。

### 3. 提出書類

**先端設備等導入計画の認定を受けただけでは、特例措置は受けられません。**

以下の書類を償却資産申告書の提出期限までに課税課へ提出してください。

#### (1) 償却資産課税標準特例申告書

市ホームページに掲載されている「償却資産課税標準の特例にかかる申告書」をダウンロードのうえ、ご記入ください。なお、適用条項欄には「先端設備」もしくは「旧地方税法附則第64条」とご記入ください。

#### (2) 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）

先端設備等導入計画認定申請を受けて、同計画を青梅市長が認定したことを通知する文書であって、**青梅市長の公印**があるものの写し。なお、提出までに計画の変更申請をした場合には、当該変更に係る認定書もあわせて提出してください。

#### (3) 先端設備等導入計画にかかる認定申請書（写し）

商工業振興課に提出した申請書一式の写し。なお、提出までに計画の変更申請をした場合には、**変更申請書の写し**もあわせて提出してください。

#### (4) 工業会等の証明書（写し）

特例を受けようとする先端設備等について、工業会等が発行する**生産性向上要件証明書**もしくはそれに類する先端設備等に該当することを証明する文書。

### 4. 問い合わせ先

#### (1) 認定先端設備導入計画に関すること

地域経済部 商工業振興課 工業振興係 （内線2341）

#### (2) 固定資産税・特例に関すること

市民部 課税課 家屋係 償却資産担当 （内線2183）